

# 「国税組織と税務調査のわかりやすい話」

講師：税理士 曾 根 義 光

日時：令和3年9月21日（火）14:00～16:00

会場：名古屋税理士会ビル 2階大ホール

主催：名古屋青年税理士連盟東支部

	項目	年度	29	30	元
1	申告件数	件	314,443	316,143	317,230
2	黒字	件	106,538	110,589	113,022
3	黒字割合	%	34	35	36
4	調査件数	件	12,733	13,455	9,861
5	非違件数	件	9,386	9,783	7,375
6	非違割合	%	74	73	75
7	消費税同時調査	件	12,304	12,981	9,391
8	非違件数	件	6,831	7,177	5,291
9	非違割合	%	56	55	56
10	還付消費税調査	件	614	642	441
11	非違件数	件	329	322	271
12	非違割合	%	54	50	61
13	内不正	件	77	80	65
14	稼働無申告調査	件	289	312	152
15	海外取引	件	1,948	1,761	1,294
16	不正発見割合の高い業種				
		その他の飲食	外国料理	その他の飲食	
		貿易	その他の飲食	自動車自転車小売り	
		土木工事	土木工事	廃棄物処理	

## 2 トピックス②

# 納税者の税務コンプライアンス 維持・向上に向けた取組

## 納税者に対する

# 3年間の接触率の合計 12.8%

※ 接触率は、税務署所管法人数を分母として、税務署において実施した実地調査件数と簡易な接触（法人税・消費税）による接触件数の合計を分子として計算しています。

○ あらゆる資料情報を収集し、様々な角度から納税者の事業実態や申告書等の内容について分析・検討

～システムを活用した調査選定、資料情報の効果的な収集体制を整備～

国税庁では、データベースに蓄積された法人税等の申告内容や事業者から法令に基づいて提出された支払調書をはじめとする各種資料情報を分析するなど、調査選定等にシステムを活用しています。



申告書の内容に誤り等を把握

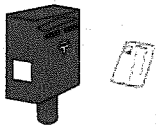
申告書の提出がない法人を把握

大口・悪質な不正計算等が  
想定される法人を把握

### 簡易な接触

「簡易な接触」により自発的な申告書の提出を要請

書面照会



電話照会



署内調査



自発的な申告書の提出

### 実地調査

適切な調査体制を編成し、厳正な調査



PCの調査



帳簿等の調査



工場・支店等の調査

申告内容に誤りがある場合は、修正申告を勧奨

## ○簡易な接触事績の状況（3年計）<sup>（注）</sup>

	接触件数	申告漏れ所得金額	追徴税額
法人税・消費税	128千件	138億円	101億円

注：平成29事務年度から令和元事務年度までを累計しています。

## Ⅱ 主要な取組

### 1 消費税還付申告法人に対する取組

# 消費税還付申告法人に対し、 213億円を追徴 (うち、不正還付25億円)

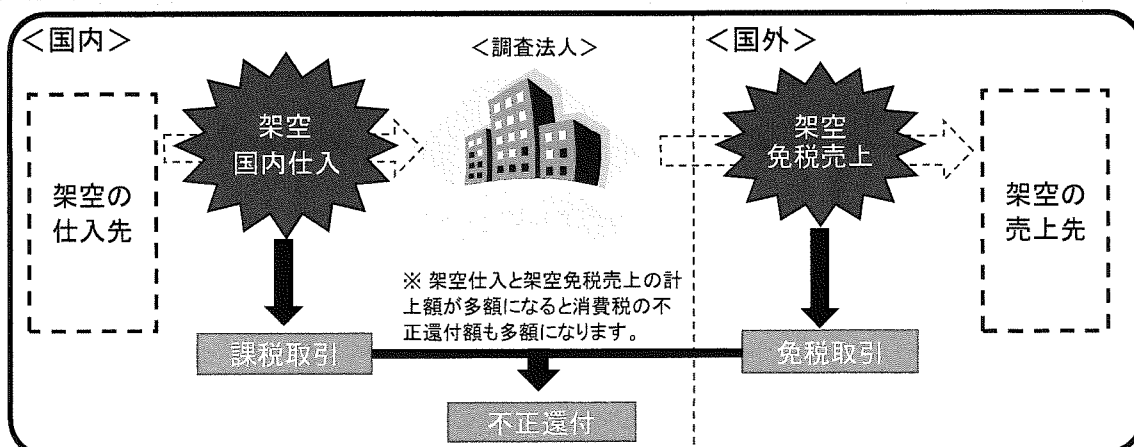
消費税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる  
悪質性が高い行為であるため、特に厳正な調査を実施

※ 黒枠内の数字は、令和元事務年度の調査実績（消費税の追徴税額）を集計しています。

<主な不正の手法>

～消費税の適正課税の確保のため、十分な申告書の審査と調査を実施～

調査法人は、取引実態がないにもかかわらず、国内での仕入を装い架空仕入（課税仕入）を計上するとともに、国外への販売を装い架空免税売上（免税取引）を計上する方法により、多額の消費税還付金を記載した消費税の確定申告書を提出し、不正に消費税の還付を受けていました。



※ 事業者が国内で商品を仕入れる際には、消費税が課されますが（課税取引）、国外に商品を販売（輸出）する際には、消費税が免除（免税取引）されます。事業者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を控除してマイナスとなった場合は、消費税の申告を行うことで仕入れに係る消費税の還付を受けることができます。

<主な調査事例>

	不正内容	不正還付税額
①	国外への販売を装うため、他人名義の輸出に関する書類を流用し、架空の輸出売上（免税取引）を計上するとともに、架空の国内仕入（課税取引）を計上	約2億円
②	輸出物品販売場 <sup>(注)</sup> で実際に店舗に来ていない外国人のパスポートを流用し、国内事業者に対する売上（課税取引）を外国人旅行者へ販売した（免税取引）ように装い課税売상을免税売上に計上 (輸出物品販売場(いわゆる免税店)を営む事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して免税対象物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されます。)	約1億円
③	高額な固定資産の購入を装い架空の課税取引を計上	約1億円

(注) 輸出物品販売場において、これまで書面により行われていた購入記録票の作成等の手続が廃止され、令和2年4月1日以後、事業者は、購入記録情報（購入者（非居住者）から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入の事実を記録した情報）を、インターネット回線等により、国税庁へ電子的に送信することになっています（経過措置として令和3年9月30日まで従来の書面による手続も可能です。）。

## Ⅱ 主要な取組

### 3 無申告法人に対する取組

# 無申告法人に対し116億円を追徴 (うち、不正計算があった法人に係る 追徴税額60億円)

無申告は、申告納税制度の根幹を揺るがすことになるため、  
資料情報の更なる収集・活用を図り、積極的に調査を実施

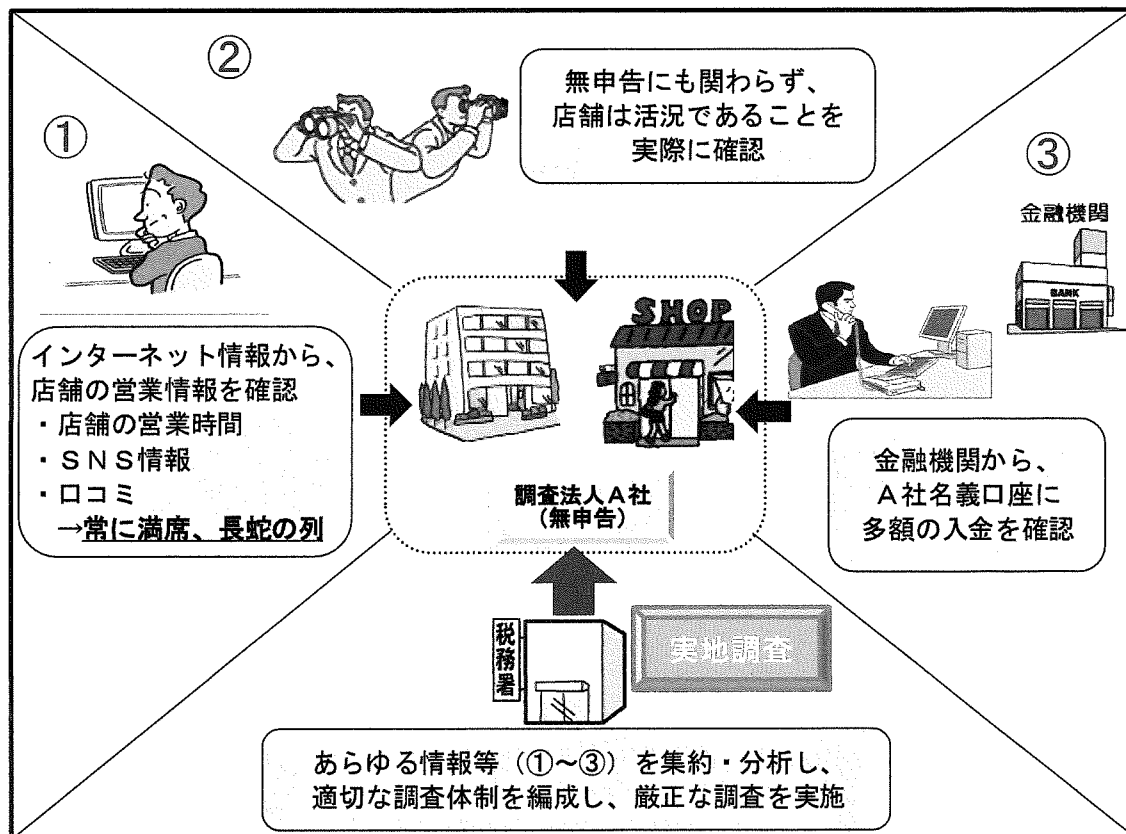
※ 黒枠内の数字は、令和元事務年度の調査実績（法人税及び消費税の追徴税額）を集計しています。

<主な不正の手口>

～インターネット情報等で事業実態を把握し、取引の全貌を解明～

調査法人A社は、店舗での営業で多額の収入を得ていましたが、申告義務があることを認識しながら、請求書等を破棄するとともに、申告を一切せずに納税を免れていました。

なお、国税庁は、あらゆる角度から情報収集を行い、適正な申告をしていない法人を把握しています。



<主な調査事例>

	無申告の状況	追徴税額
①	多額の不動産売却収入について、契約書等を破棄するとともに売却代金を現金で受け取ることで取引を隠蔽	約1億円
②	建設機材の組立ての請負で得た多額の収入について、請求書等を破棄することで取引を隠蔽	約1億円

## Ⅱ 主要な取組

### 2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

# 海外取引に係る申告漏れ所得、 2,411億円を把握

増加する輸出入取引や海外投資を行う法人については、  
課税上の問題点を幅広く把握し、厳正な調査を実施

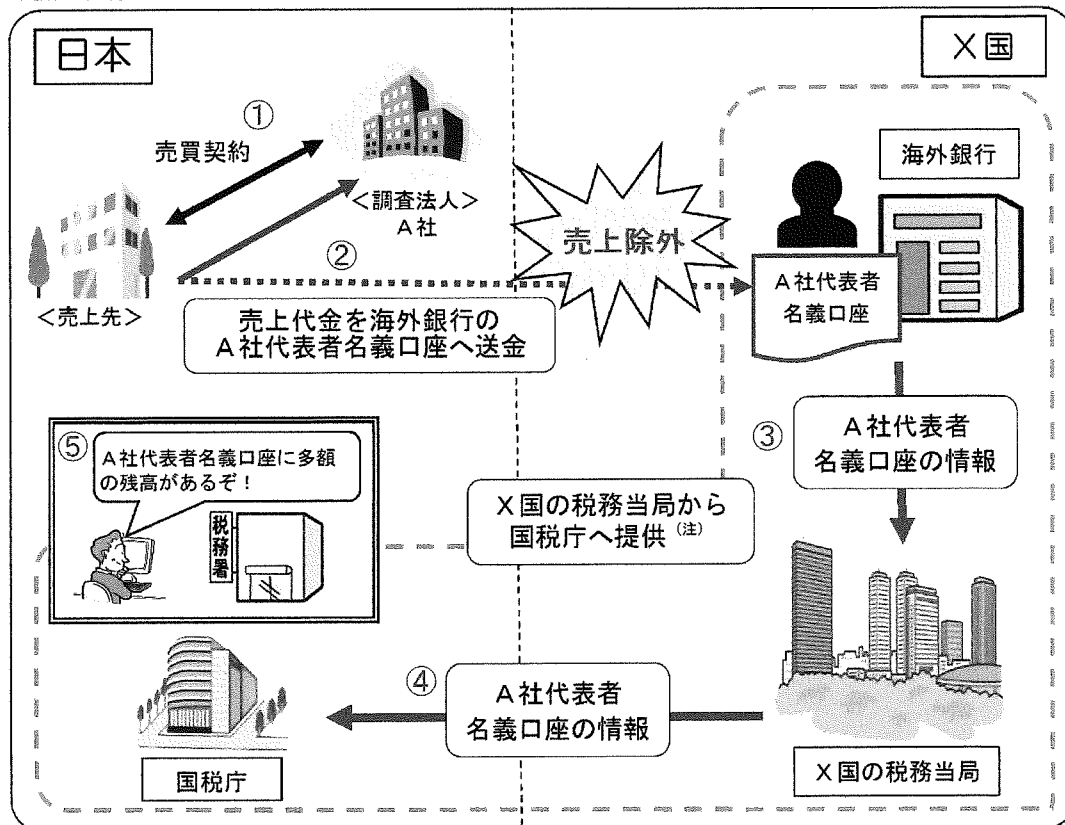
※ 黒枠内の数字は、令和元事務年度の調査事績を集計しています。

<主な不正の手口>

～外国税務当局からの金融口座情報の提供で取引の全貌を解明～

調査法人A社は、売却代金を海外銀行で保有するA社の代表者名義口座に入金させる方法で、売上金額を適正に申告していませんでした。

なお、国税庁は、X国の税務当局からの情報提供によって、海外銀行のA社代表者名義口座を把握しています。



(注) 共通報告基準(CRS)の概要

各国の税務当局は、自国に所在する金融機関等から非居住者が保有する金融口座情報の報告を受け、租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局に対しその情報を提供しています。

<主な調査事例>

	非 違 内 容	海外取引等に係る 申告漏れ所得金額
①	外国親会社との棚卸取引に係る独立企業間価格の算定誤り	約11億円
②	外国関係会社に対する事業支援金を経費科目に仮装	約4億円
③	海外の代表者名義口座を利用して事業譲渡収益を除外	約1億円

税務署

国税局

国税局（資料調査課・統括国税実査官・法人税課）

調査困難・広域・国際

総合特別調査官・開発特別調査官(名古屋中・熱田)

総合的な調査（法人・個人・相続等一体）・資料収集等

広域調査名古屋中署（法人3部門・  
国際税務専門官・情報技術専門官・  
特別国税情報官・消費税専門官）

調査困難・広域・国際・消費税

特別調査

署法人2部門調査

一般調査

一般部門調査

特別国税調査官

署所管大規模法人

調査部調査

資本金1億以上

その他特定法人

# 講師プロフィール

そ ね よ し み つ  
曾 根 義 光

昭和34年3月6日生

出身地 名古屋市

経 歴

昭和52年4月	名古屋国税局採用
昭和53年7月	熱海・昭和・静岡・多治見・国税局・半田税務署勤務
平成9年7月	預金保険機構 大阪本部出向
平成11年7月	名古屋国税局 課税第二部 資料調査課 主査(
平成14年7月	岐阜南税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官(法人調査)
平成15年7月	昭和税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
平成16年7月	名古屋国税局 課税第二部 資料調査課 総括主査(法人調査)
平成18年7月	名古屋国税局 総務部 総務課長補佐(同和対策室)
平成20年7月	浜松東税務署 副署長
平成22年7月	岡崎税務署 副署長
平成23年7月	名古屋国税局 調査部 特別国税調査官
平成25年7月	名古屋国税局 課税第二部 資料調査第二課長(法人調査)
平成27年7月	熊本国税局 高鍋税務署 署長(宮崎県)
平成28年7月	名古屋国税局 課税第二部 資料調査第一課長(法人調査)
平成29年7月	税務大学校名古屋研修所 所長
平成30年7月	岐阜北税務署 署長
令和元年7月	退職
令和元年8月	税理士登録